



福岡県医発第 367 号 (地)

平成 26 年 5 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

平成 26 年度働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業の実施について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、今般、標記事業につきまして、厚生労働省健康局長より日本医師会に周知協力方依頼がなされた旨、別添のとおり通知が参りました。

本事業は、働く世代の女性支援のためのがん検診をより一層推進するため、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、特定の年齢の者に個別に受診を呼びかける受診勧奨（コール・リコール）を実施するとともに、平成 21 年度補正予算事業から実施されている過去のがん検診推進事業によるクーポン券の配布を受けたものの未受診である者や新規受診対象者に検診費用が無料となるクーポン券を送付し、検診の重要性の認識と受診の動機付けを醸成・向上させ、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的としており、本年度同事業については、別添の「平成 26 年度働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業実施要綱」に基づき実施されます。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員へ周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本事業について本会では、貴会よりご提出いただいた同事業協力医療機関リストを基に県内全市町村と個別検診広域化委託契約を行います。現在、契約手続きを進めておりますので、完了次第ご連絡申し上げます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

日医発第124号（地Ⅲ31）

平成26年4月23日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横倉 義武

平成26年度働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業の実施について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記事業につきましては、働く世代の女性支援のためのがん検診をより一層推進するため、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、特定の年齢の者に個別に受診を呼びかける受診勧奨（コール・リコール）を実施するとともに、平成21年度補正予算事業から実施されている過去のがん検診推進事業によるクーポン券の配布を受けたものの未受診である者や新規受診対象者に検診費用が無料となるクーポン券を送付し、検診の重要性の認識と受診の動機付けを醸成・向上させ、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的としております。

本年度同事業については、別添の「平成26年度働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業実施要綱」に基づき行うこととし、厚生労働省健康局長より本会に対し協力方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知協力方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健発 0 4 0 1 第 6 号

平成 2 6 年 4 月 1 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

平成 2 6 年度働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業
の実施について（協力依頼）

がんはわが国において昭和 5 6 年から死亡原因の第 1 位であり、がんによる死亡者数は年間 3 6 万人を超える状況である。しかし診断と治療の進歩により、早期発見、早期治療が可能となってきたことから、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが極めて重要であることにかんがみ、特に働く世代の女性に対して、がん対策を充実させ、がんを早期に発見することが重要であることから、好循環実現のための経済対策（平成 2 5 年 1 2 月 5 日閣議決定）に基づく女性の活躍促進における予防サービスや健康管理等の充実の一環として本事業が措置されたところです。

本事業については、別添写しのとおり各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長あて通知しましたので、貴会におかれましても、本事業の趣旨についてご理解いただき、検診対象者の受診機会の拡充を図るなど、特段のご配慮をお願いします。

別紙

平成26年度 働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業実施要綱

1 目的

この事業は、働く世代の女性支援のためのがん検診をより一層推進するため、市町村及び特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）（以下「市区町村」という。）が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、特定の年齢の者に個別に受診を呼びかける受診勧奨（コール・リコール）を実施するとともに、平成21年度補正予算事業から実施している過去のがん検診推進事業によるクーポン券の配布を受けたものの未受診である者（以下、「未受診者」という。）や新規受診対象者（子宮頸がん20歳、乳がん40歳の者）に検診費用が無料となるクーポン券（以下「無料クーポン券」という。）を送付し、検診の重要性の認識と受診の動機付けを醸成・向上させ、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市区町村とする。なお、市区町村は、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できると認められる者に委託することができる。

3 実施体制の整備

実施に当たっては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）に定めるがん検診と同様に行うものとする。

4 事業の内容

（1）受診勧奨等の実施

- ・下表に定める対象者にハガキや電話等による受診勧奨を行うなど、がん検診の受診促進のための事業を実施する。

対象	生年月日
子宮頸がん	昭和63（1988）年4月2日～平成4（1992）年4月1日
	昭和58（1983）年4月2日～昭和62（1987）年4月1日
	昭和53（1978）年4月2日～昭和57（1982）年4月1日
	昭和48（1973）年4月2日～昭和52（1977）年4月1日
乳がん	昭和43（1968）年4月2日～昭和47（1972）年4月1日
	昭和38（1963）年4月2日～昭和42（1967）年4月1日
	昭和33（1958）年4月2日～昭和37（1962）年4月1日
	昭和28（1953）年4月2日～昭和32（1957）年4月1日

・下表に定める対象者のがん検診台帳を整備し、検診手帳を送付するなどの受診勧奨を行い、がん検診の受診促進のための事業を実施する。

対象	生年月日
子宮頸がん	平成 5 (1993) 年 4 月 2 日～平成 6 (1994) 年 4 月 1 日
乳がん	昭和 4 8 (1973) 年 4 月 2 日～昭和 4 9 (1974) 年 4 月 1 日

(2) 無料クーポン券の配布

4 (1) に定める対象者のうち、未受診者や新規受診対象者に対して無料クーポン券を送付し、がん検診を実施する。

5 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

6 報告

市区町村は、厚生労働省の求めに応じて、事業の実施状況等を厚生労働大臣あて報告するものとする。

7 基準日

がん検診台帳を整理するための基準日は、平成 2 6 年 4 月 2 0 日とする。

なお、基準日時点において、当該市区町村に在住する対象者に対し、無料クーポン券等を送付すること。

8 その他の留意事項

(1) 対象者について

4 (1)、(2) における対象者は、市区町村において整備済みのがん検診台帳を基に選定するものとする。

なお、以下のア、イに該当する者については、市区町村の判断で対象者から除くことができるものとする。

ア 過去のがん検診推進事業の対象年度以外に、市区町村の実施するがん検診を受診している者。

イ 事業者（所）健診・保険者健診・人間ドック等を受診している者。

その他疑義が生じた場合には、事前に厚生労働省健康局がん対策・健康増進課へ協議すること。

(2) 再勧奨について

受診勧奨を行っても、がん検診を受診されない対象者に対しては、再度の受診勧奨を行うとともに、今後のがん検診受診率向上施策に資するため、未受診の理由を把握するよう努めること。

また、事業の実施に当たっては、相談員を配置するなど、対象者等からの問い合わせに対応できる体制を整備すること。

(3) 無料クーポン券、検診手帳、受診案内について

無料クーポン券、検診手帳、受診案内は厚生労働省が示す見本を踏襲しつつ、検診手帳及び受診案内については、地域の状況や対象者の特性に応じたソーシャルマーティングの手法を踏まえる等、受診行動につながる効果的な内容とすること。

また、無料クーポン券については、検診対象者及び検診実施機関において、当該市区町村が発行した真正の無料クーポン券であることを容易に確認できるよう、必ず公印を付すとともに、これまでに配布したものと混同しないよう、無料クーポン券の色を変えるなどの配慮をすること。

(4) 本人確認について

検診実施機関に対し、無料クーポン券に記載された氏名及び住所については、必ず保険証、運転免許証などで本人確認を行うよう周知を図ること。

(5) 検診受診の利便性向上

市区町村は、休日・早朝・夜間における検診の実施、特定健康診査等他の検診（健診）との同時実施、マンモグラフィ車の活用等、対象者への利便性に十分配慮するよう努めること。

また、本事業に併せて、対象者が胃がん、肺がん、大腸がん検診を受診しやすい環境づくりに配慮するよう努めること。

(6) 検診に関する情報提供

市区町村は、検診実施時間及び検診場所に関する情報を容易に入手できる方策や、予約の簡便化、直接受診に結びつく取組等、対象者に対する情報提供体制に配慮するよう努めること。

(7) 他の市区町村での受診に対する配慮

市区町村は、当該市区町村に居住する対象者が、別の市区町村で検診を受けることについて、地域の実情に応じて近隣の市区町村及び県域を越えた市区町村との連絡を密にするなど、一定の配慮を行うこと。

(8) 要精密検査とされた者に対する周知について

検診結果が「要精密検査」とされた者については、必ず精密検査を受診するよう、周知するものとする。

その際には、精密検査を受診しないことにより、がんによる死亡の危険性が高まるなどの科学的知見に基づき、十分な説明が行えるよう、医師による対面での説明が望ましいこと。

なお、医師による対面での実施が困難等であり、通知による場合であっても、市区町村において、精密検査の受診勧奨に努めること。

(9) 精密検査の結果について

検診実施機関で精密検査を行った場合、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

なお、検診実施機関とは異なる施設で精密検査を実施する場合は、検診実施機関において、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めるとともに、その結果を市区町村に報告するよう求めること。

改 正 後

別紙

平成26年度 働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業実施要綱

1 目的

この事業は、働く世代の女性支援のためのがん検診をより一層推進するため、市町村及び特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）（以下「市区町村」という。）が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、特定の年齢の者に個別に受診を呼びかける受診勧奨（コールリコール）を実施するとともに、平成21年度補正予算事業から実施している過去のがん検診推進事業によるクーポン券の配布を受けたものの未受診である者（以下、「未受診者」という。）や新規受診対象者（子宮頸がん20歳、乳がん40歳の者）に検診費用が無料となるクーポン券（以下「無料クーポン券」という。）を送付し、検診の重要性の認識と受診の動機付けを醸成・向上させ、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。

2 実施主体
(略)3 実施体制の整備
(略)

4 事業の内容

(1) 受診勧奨等の実施

・下表に定める対象者にハガキや電話等による受診勧奨を行うなど、がん検診の受診促進のための事業を実施する。

対象	生年月日
子宮頸がん	昭和63(1988)年4月2日～平成4(1992)年4月1日
	昭和58(1983)年4月2日～昭和62(1987)年4月1日
	昭和53(1978)年4月2日～昭和57(1982)年4月1日
	昭和48(1973)年4月2日～昭和52(1977)年4月1日
乳がん	昭和43(1968)年4月2日～昭和47(1972)年4月1日
	昭和38(1963)年4月2日～昭和42(1967)年4月1日
	昭和33(1958)年4月2日～昭和37(1962)年4月1日
	昭和28(1953)年4月2日～昭和32(1957)年4月1日

・下表に定める対象者のがん検診台帳を整備し、検診手帳を送付するなどの受診勧奨を行い、がん検診の受診促進のための事業を実施する。

対象	生年月日
子宮頸がん	平成5(1993)年4月2日～平成6(1994)年4月1日
乳がん	昭和48(1973)年4月2日～昭和49(1974)年4月1日

(2) 無料クーポン券の配布

4 (1) に定める対象者のうち、未受診者や新規受診対象者に対して無料クーポン券を送付し、がん検診を実施する。

5 経費の負担
(略)6 報告
(略)

改 正 前

別紙

平成25年度 働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業実施要綱

1 目的

この事業は、働く世代の女性支援のためのがん検診をより一層推進するため、市町村及び特別区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）（以下「市区町村」という。）が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、特定の年齢の者に個別に受診を呼びかける受診勧奨（コールリコール）を実施するとともに、平成21年度補正予算事業から実施している過去のがん検診推進事業によるクーポン券の配布を受けたものの未受診である者（以下、「未受診者」という。）に検診費用が無料となるクーポン券（以下「無料クーポン券」という。）を送付し、検診の重要性の認識と受診の動機付けを醸成・向上させ、がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。

2 実施主体
(略)3 実施体制の整備
(略)

4 事業の内容

(1) 受診勧奨等の実施

・下表に定める対象者にハガキや電話等による受診勧奨を行うなど、がん検診の受診促進のための事業を実施する。

対象	生年月日
子宮頸がん	昭和63(1988)年4月2日～平成4(1992)年4月1日
	昭和58(1983)年4月2日～昭和62(1987)年4月1日
	昭和53(1978)年4月2日～昭和57(1982)年4月1日
	昭和48(1973)年4月2日～昭和52(1977)年4月1日
乳がん	昭和43(1968)年4月2日～昭和47(1972)年4月1日
	昭和38(1963)年4月2日～昭和42(1967)年4月1日
	昭和33(1958)年4月2日～昭和37(1962)年4月1日
	昭和28(1953)年4月2日～昭和32(1957)年4月1日

・下表に定める対象者のがん検診台帳を整備し、検診手帳を送付するなどの受診勧奨を行い、がん検診の受診促進のための事業を実施する。

対象	生年月日
子宮頸がん	平成5(1993)年4月2日～平成6(1994)年4月1日
乳がん	昭和48(1973)年4月2日～昭和49(1974)年4月1日

(2) 無料クーポン券の配布

4 (1) に定める対象者のうち、未受診者等に対して無料クーポン券を送付し、がん検診を実施する。

5 経費の負担
(略)6 報告
(略)

改 正 後	改 正 前
7 基準日 <u>がん検診台帳を整理するための基準日は、平成26年4月20日とする。</u> <u>なお、基準日時点において、当該市区町村に在住する対象者に対し、無料クーポン券等を送付すること。</u> 8 その他の留意事項 (1) 対象者について (略) (2) 再勧奨について (略) (3) 無料クーポン券、検診手帳、受診案内について 無料クーポン券、検診手帳、受診案内は厚生労働省が示す見本をご参考にしつつ、検診手帳及び受診案内については、<u>地域の状況や対象者の特性に応じたソーシャルマーケティングの手法を踏まえる等、受診行動につながる効果的な内容とすること。</u> また、無料クーポン券については、検診対象者及び検診実施機関において、当該市区町村が発行した真正の無料クーポン券であることを容易に確認できるよう、必ず公印を付すとともに、これまでに配付したものと混同しないよう、無料クーポン券の色を変えるなどの配慮をすること。 (4) 本人確認について (略) (5) 検診受診の利便性向上 (略) (6) 検診に関する情報提供 (略) (7) 他の市区町村での受診に対する配慮 (略) (8) 要精密検査とされた者に対する周知について (略) (9) 精密検査の結果について (略)	7 その他の留意事項 (1) 対象者について (略) (2) 再勧奨について (略) (3) 無料クーポン券、検診手帳、受診案内について 無料クーポン券、検診手帳、受診案内は厚生労働省が示す見本を踏襲しつつ、検診手帳及び受診案内については、<u>地域の状況に合わせ加除修正することは差し支えないものとする。</u> また、無料クーポン券については、検診対象者及び検診実施機関において、当該市区町村が発行した真正の無料クーポン券であることを容易に確認できるよう、必ず公印を付すとともに、これまでに配付したものと混同しないよう、無料クーポン券の色を変えるなどの配慮をすること。 (4) 本人確認について (略) (5) 検診受診の利便性向上 (略) (6) 検診に関する情報提供 (略) (7) 他の市区町村での受診に対する配慮 (略) (8) 要精密検査とされた者に対する周知について (略) (9) 精密検査の結果について (略)

「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」改正案（抜粋）

（交付の対象）

3（7）ア 疾病予防対策事業費等補助金

（ ）働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業

平成26年4月1日健発0401第1号厚生労働省健康局長通知の別紙「平成26年度働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業実施要綱」により市区町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）が行う事業

項	1区分	2種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
健康増進対策費	働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業	働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業の実施に必要な次の経費 1 検診費 子宮頸がん及び乳がん検診における市区町村負担分及び自己負担分 2 事務費 賃金、需要費（備品購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、会議費、委託料、使用料及び賃借料	1/2